

危険物取扱者

法定講習 保安講習

地域の安全
守るため

受講しましょう!!

- ◆危険物の取扱いに従事している方は、**3年に一度の受講義務**があります。＊受講の期限については、下図をごらんください。
- ◆受講の申し込みは、**各地区(市)危険物安全協会**へ。
- ◆受講申請書は危険物安全協会のほか、各消防、県地方局・支局にも。
- ◆受講するには、**手数料4,700円分の県収入証紙**が必要です。
- ◆講習日程や会場などは、**愛媛県危険物安全協会連合会**のホームページで確認
- ◆その他、お問い合わせは、**愛媛県危険物安全協会連合会**へ

受講しないと
ダメダーク!!



ダークみきゃん

愛媛 危険物 安全

<https://www.ehimekenkiren.org>

☎089-924-6618

法定(保安)講習の受講期限



継続して危険物
取扱作業に
従事している人

最初の4月1日

3年以内

3月31日

講習を受けた日

受講期限

例 平成29年10月1日に受講した場合
最初の4月1日: 平成30年4月1日 次回の受講期限: 平成33年3月31日



新たに
従事する人

1年以内

新たに従事する日

受講期限*



新たに従事する人の
うち過去2年以内に
免状の交付または
講習を受けている人

最初の4月1日

3年以内

3月31日

免状の交付
または講習を
受けた日

受講期限*

例 平成28年10月1日に免状の交付または
講習を受け30年5月1日から新たに従事する場合
最初の4月1日: 平成29年4月1日
次回の受講期限: 平成32年3月31日

＊講習受講後の次回受講期限は、「継続して危険物取扱作業に従事している人」と同じ扱いになります。